

シーニックバイウェイ北海道 実施要綱の改定

第21回 シーニックバイウェイ北海道推進協議会

令和5年12月12日



第二章シーニックバイウェイ北海道推進協議会

現行	改定（案）
<p>（ルート審査委員会） 第十一条 推進協議会に、ルート審査委員会を置く。</p> <p>2 ルート審査委員会は、会長が任命する学識経験者等複数名をもって構成する。</p> <p>3 ルート審査委員会は、推進協議会の求めに応じてシーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議するものとする。</p> <p>4 前項に規定する事務のほか、ルート審査委員会は、必要に応じ、推進協議会に対して、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見を提出することができるものとする。</p> <p>5 推進協議会は、前項の意見の提出があったときには、これに配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>（アドバイザー会議） 第十一条 推進協議会に、シーニックバイウェイ北海道アドバイザー会議（Scenicbyway Hokkaido Advisory Board）を置く。以下、アドバイザー会議とする。</p> <p>2 アドバイザー会議は、会長が任命する学識経験者等複数名をもって構成する。</p> <p>3 アドバイザー会議は、推進協議会の求めに応じてシーニックバイウェイ北海道の推進に関する事項を調査審議するものとする。</p> <p>4 前項に規定する事務のほか、アドバイザー会議は、必要に応じ、推進協議会に対して、シーニックバイウェイ北海道の推進に関する意見を提出することができるものとする。</p> <p>5 推進協議会は、前項の意見の提出があったときには、これに配慮するよう努めるものとする。</p>

【提言1】1-1

- ・全道にシーニックの活動エリアが広がり、その大半が指定ルートとなっている。今後はルート審査からルートへの助言が中心となり、組織の役割が変わってきていることから名称を変更する。

⇒**「ルート審査委員会」から「アドバイザー会議」に名称を変更**

第二章シーニックバイウェイ北海道推進協議会

現行	改定（案）
<p>（アドバイザー） 第十四条 推進協議会にアドバイザーを置くことができる。 2 アドバイザーは、求めに応じ、北海道におけるシーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べる ことができるものとする。 3 アドバイザーは、会長が任命する。</p>	<p>（パートナー） 第十四条 推進協議会にパートナーを置くことができる。 2 パートナーは、求めに応じ、北海道におけるシーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べる ことができるものとする。 3 パートナーは、会長が任命する。</p>

【提言1】1-1

- ・「ルート審査委員会」の名称変更を踏まえ、シーニックバイウェイの取組の推進について意見を述べる、現行の「アドバイザー」の名称を変更する。

⇒「アドバイザー」から「パートナー」に名称を変更

第二章シーニックバイウェイ北海道推進協議会

現行	改定（案）
<p>5 推進協議会は、第一項及び前項の報告を受けたときは、必要に応じ、ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議に対し、ルート運営（活動団体が行うルート運営活動計画の推進に関する取組並びにルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組をいう。以下同じ。）の改善等に関する助言を行うことができるものとする。</p> <p>6 推進協議会は、前項の助言をするときは、あらかじめ<u>ルート審査委員会</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>7 <u>ルート審査委員会</u>は、前項の意見を求められたときは、必要に応じ、当該ルート運営代表者会議又はルート運営行政連絡会議に対し資料の提出を求めることができるとともに、自ら調査を行うことができるものとする。</p> <p>8 推進協議会は、第一項及び第三四項の報告を受けたとき並びに第四五項の助言を行うときには、その内容を公表するものとする。</p> <p>9 推進協議会は、第一項及び第三四項の報告があったルートについて、必要に応じ、ルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関等への連携の働きかけ等の支援措置を講ずることができるものとする。</p>	<p>5 推進協議会は、第一項及び前項の報告を受けたときは、必要に応じ、ルート運営代表者会議及びルート運営行政連絡会議に対し、ルート運営（活動団体が行うルート運営活動計画の推進に関する取組並びにルート運営行政連絡会議の構成団体及び機関が行うルート運営活動計画の推進に資する取組をいう。以下同じ。）の改善等に関する助言を行うことができるものとする。</p> <p>6 推進協議会は、前項の助言をするときは、あらかじめ<u>アドバイザー会議</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>7 <u>アドバイザー会議</u>は、前項の意見を求められたときは、必要に応じ、当該ルート運営代表者会議又はルート運営行政連絡会議に対し資料の提出を求めることができるとともに、自ら調査を行うことができるものとする。</p> <p>8 推進協議会は、第一項及び第三四項の報告を受けたとき並びに第四五項の助言を行うときには、その内容を公表するものとする。</p> <p>9 推進協議会は、第一項及び第三四項の報告があったルートについて、必要に応じ、ルート運営行政連絡会議に参加していない行政機関等への連携の働きかけ等の支援措置を講ずることができるものとする。</p>

【提言 1】1-1⇒「ルート審査委員」から「アドバイザー会議」に名称を更新

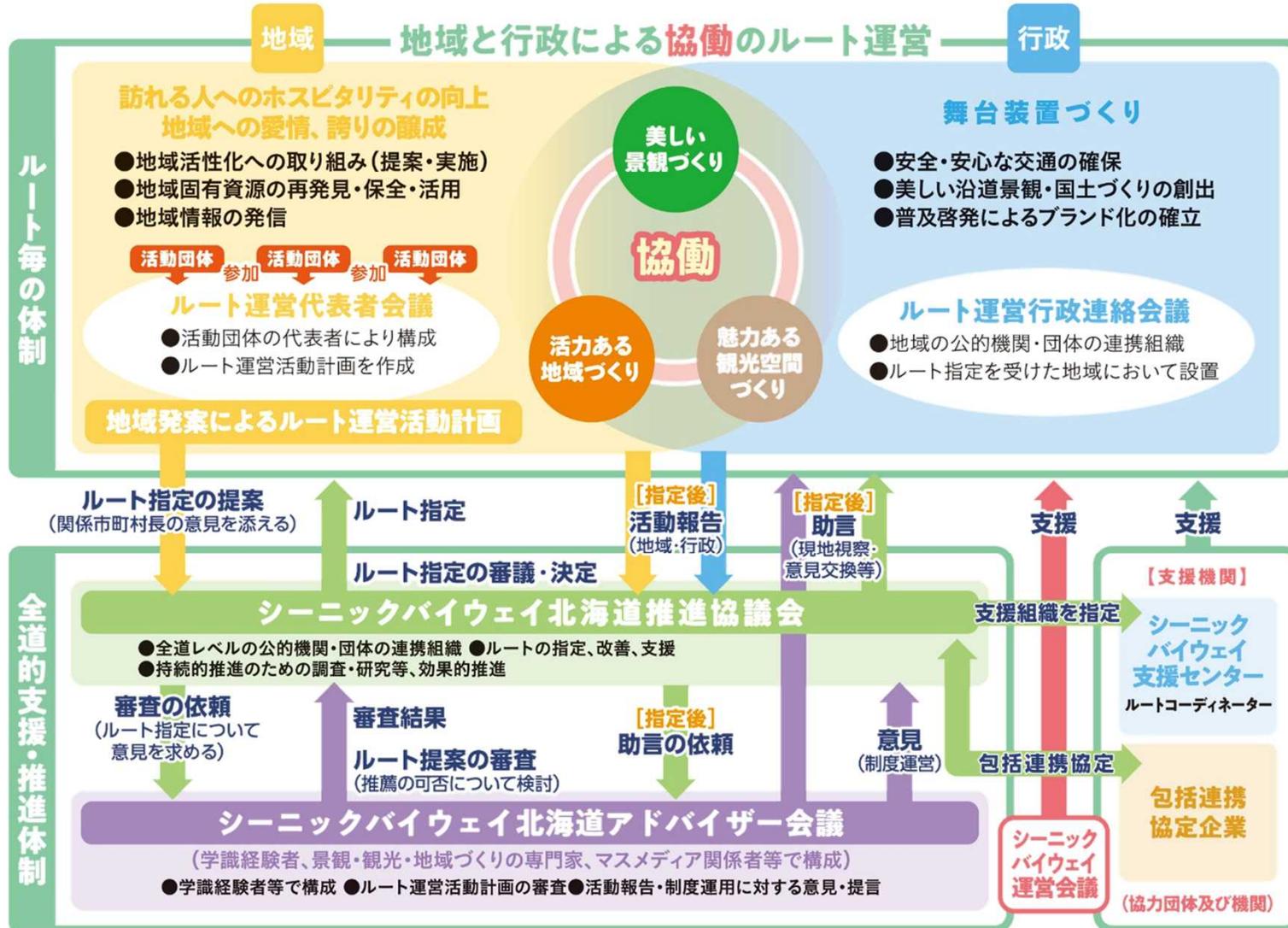
シーニックバイウェイ北海道実施要綱の改定（案）



Scenic Byway HOKKAIDO

競争力のある美しい個性豊かな北海道の実現

- 意義** ●地域への愛着・誇りの醸成 ●旅の快適性の向上、ストレスの少ないツーリング環境の形成 ●地域ブランドの形成
- 目標** ●交流人口の拡大 ●地域産業の振興 ●地域における雇用の拡大



アドバイザー会議委員

委員長



石田 東生
筑波大学
特命教授・名誉教授



高野 伸栄
北海道大学大学院
工学研究院 土木工学部門
先端社会システム分野 教授



岩井 宏文
株式会社GB産業化設計
代表取締役



木村 宏
北海道大学
観光学高等研究センター
客員教授



羽鳥 剛史
愛媛大学
環境デザイン学科
教授



目黒 沙弥
株式会社
IWANAI UNITED
代表取締役



山岸 奈津子
一般社団法人
SHIRAOI PROJECTS
代表理事

パートナー



小林 英嗣
北海道大学 名誉教授



石山 醇
日本国際観光学会 顧問



臼井 純子
日本風景街道コミュニティ 理事